

議案第 10 号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 29 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和 7 年第 1 回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第21項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第15条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第9項において準用する場合を含む。）及び第12項の規定は、退職職員（退職した杉並区職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を改める等の必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第 1 5 条 略	第 1 5 条 略
2 ～ 7 略	2 ～ 7 略
8 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項 までに定めるもののほか、第 1 項又は 第 3 項の規定による退職手当の支給を 受けることができる者で次の各号の規 定に該当するものに対しては、それぞ れ当該各号に掲げる金額を、退職手当 として、雇用保険法の規定による技能 習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業 促進手当、移転費又は求職活動支援費 の支給の条件に従い支給する。	8 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項 までに定めるもののほか、第 1 項又は 第 3 項の規定による退職手当の支給を 受けることができる者で次の各号の規 定に該当するものに対しては、それぞ れ当該各号に掲げる金額を、退職手当 として、雇用保険法の規定による技能 習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業 促進手当、移転費又は求職活動支援費 の支給の条件に従い支給する。
(1) ～ (3) 略	(1) ～ (3) 略
(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用 保険法第 5 6 条の 3 第 3 項に規定す る就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用 保険法第 5 6 条の 3 第 3 項に規定す る就業促進手当の額に相当する金額
(5) 及び (6) 略	(5) 及び (6) 略
9 ～ 1 1 略	9 ～ 1 1 略
1 2 第 8 項第 4 号に掲げる退職手当の 支給があつたときは、第 1 項、第 3 項 又は第 8 項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号</u> <u>に該当する者に係る就業促進手当に相</u> <u>当する退職手当について同条第 4 項の</u>	1 2 第 8 項第 4 号に掲げる退職手当の 支給があつたときは、第 1 項、第 3 項 又は第 8 項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当</u> <u>該各号に定める</u>

規定により基本手当を支給したものと
みなされる日数に相当する日数分の第
1 項又は第 3 項の規定による退職手当
の支給があつたものとみなす。

1 3 及び 1 4 略

附 則

1 ～ 2 0 略

2 1 令和 9 年 3 月 3 1 日以前に退職し
た職員に対する第 1 5 条第 7 項の規定
の適用については、同項中「第 2 8 条
まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び
附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ
雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職
が困難な者であつて、同法第 2 4 条の
2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する
者として規則で定める者に該当し、か
つ、区長が同項に規定する指導基準に

日数分の第
1 項又は第 3 項の規定による退職手当
の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項
第 1 号イに該当する者に係る就業促
進手当に相当する退職手当 当該退
職手当の支給を受けた日数に相当す
る日数

(2) 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項
第 1 号ロに該当する者に係る就業促
進手当に相当する退職手当 当該就
業促進手当について同条第 5 項の規
定により基本手当を支給したものと
みなされる日数に相当する日数

1 3 及び 1 4 略

附 則

1 ～ 2 0 略

2 1 令和 7 年 3 月 3 1 日以前に退職し
た職員に対する第 1 5 条第 7 項の規定
の適用については、同項中「第 2 8 条
まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び
附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ
雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する
厚生労働省令で定める理由により就職
が困難な者であつて、同法第 2 4 条の
2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する
者として規則で定める者に該当し、か
つ、区長が同項に規定する指導基準に

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認

めたもの」とあるのは「イ 雇用保険
ウ 特定退職

法第22条第2項に規定する厚生労働者であつて、雇用保険法附則第5条第
省令で定める理由により就職が困難な
1項に規定する地域内に居住し、かつ
者であつて、同法第24条の2第1項
、区長が同法第24条の2第1項に規
第2号に掲げる者に相当する者として
定する指導基準に照らして再就職を促
規則で定める者に該当し、かつ、区長
進するために必要な職業安定法第4条
が同項に規定する指導基準に照らして
第4項に規定する職業指導を行うこと
再就職を促進するために必要な職業安
が適当であると認めたもの（アに掲げ
定法第4条第4項に規定する職業指導
る者を除く。）

を行うことが適当であると認めたも

の
とする。
」

22～33 略

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認

めたもの」とあるのは「イ 雇用保険
ウ 特定退職

法第22条第2項に規定する厚生労働者であつて、雇用保険法附則第5条第
省令で定める理由により就職が困難な
1項に規定する地域内に居住し、かつ
者であつて、同法第24条の2第1項
、区長が同法第24条の2第1項に規
第2号に掲げる者に相当する者として
定する指導基準に照らして再就職を促
規則で定める者に該当し、かつ、区長
進するために必要な職業安定法第4条
が同項に規定する指導基準に照らして
第4項に規定する職業指導を行うこと
再就職を促進するために必要な職業安
が適当であると認めたもの（アに掲げ
定法第4条第4項に規定する職業指導
る者を除く。）

を行うことが適当であると認めたも

の
とする。
」

22～33 略